
松島町障がい福祉計画(第5期)
松島町障がい児福祉計画(第1期)



平成30年3月
松島町

松 島 町

障がい福祉計画（第5期）

障がい児福祉計画（第1期）

平成30年3月

松 島 町

「障がい」及び「障害」の表記について

本計画では、「障がい」及び「障害」の表記について、下記の通りとします。

- 特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。
- 「法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称」や「組織名」、「事業等の固有名称」等についてはそのまま表記します。

目 次

第1章 計画の概要	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画期間	1
第2章 障害福祉サービスの利用状況	2
(1) 障害支援区分認定者数	2
(2) 受給者証交付状況	2
(3) 利用件数・給付費	2
(4) 計画値と利用実績	3
第3章 障がい福祉計画	5
1. 成果目標	5
(1) 施設入所者の地域生活への移行	5
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
(3) 地域生活支援拠点等の整備	6
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	7
2. 障害福祉サービスの見込み量と確保策	9
(1) 訪問系サービス	9
(2) 日中活動系サービス	10
(3) 居住系サービス	12
(4) 相談支援	13
3. 地域支援事業の推進	14
(1) 必須事業	14
(2) 任意事業	20
第4章 障がい児福祉計画	22
1. 成果目標	22
2. 障がい児支援の見込み量と確保策	24
(1) 障害児通所支援	24
(2) 障害児相談支援	26
第5章 計画の運営方策	27
(1) 法令・制度改正への対応	27
(2) 自立支援給付サービスの運用適正化の方針	27
(3) 公平な認定審査体制	27
(4) 運営管理及び苦情処理体制	27
(5) 広域的な連携による体制づくり	28

第1章 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は上位計画である「松島町長期総合計画」や「松島町障がい者計画(第3期)」等、関連分野の計画との整合性を図り策定するものです。

① 松島町障がい福祉計画(第5期)

松島町障がい福祉計画(第5期)(以下、「第5期障がい福祉計画」という。)は、「障害者総合支援法」における「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策等を示すもので、法律により、3年を1期として策定することが義務付けられています。

松島町では、平成27年度から平成29年度を計画期間とした「松島町障がい福祉計画(第4期)」を策定しており、今年度、計画の最終年度を迎えることから、今回見直しを行い、新たな計画を策定するものです。

② 松島町障がい児福祉計画(第1期)

松島町障がい児福祉計画(第1期)(以下、「第1期障がい児福祉計画」という。)は、改正児童福祉法第33条で新たに地方自治体に策定が定められた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障がい児支援の提供体制の整備目標などを示すものです。

(2) 計画期間

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画は、いずれも平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

なお、松島町障がい者計画(第3期)の計画期間を6年間とすることにより、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」(3か年計画)との策定時期を合わせることで、整合性を図ることとしました。

		平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)
町	松島町長期総合計画	H28年度～H37年度					
	第3期障がい者計画	H30年度～H35年度					
	第5期障がい福祉計画	H30年度～H32年度					
	第1期障がい児福祉計画	H30年度～H32年度					

第2章 障害福祉サービスの利用状況

(1) 障害支援区分認定者数

障害支援区分とは、障がい者の方が様々な支援を利用するときに必要な認定制度のことです。審査により、その方の障害支援区分に適したサービスを使えることとなります。障害支援区分認定者数は、平成24年度の42人から平成28年度には66人となり、4年間で24人増加しています。

項目	単位	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度見込	
障害支援区分認定者数	人	42	53	47	59	66	77	
障害支援区分	区分1	人	4	11	7	8	6	5
	区分2	人	9	13	12	16	14	19
	区分3	人	10	8	7	9	11	14
	区分4	人	12	11	12	11	15	17
	区分5	人	3	5	4	8	8	11
	区分6	人	4	5	5	7	12	11

(2) 受給者証交付状況

障がい福祉サービス受給者証交付数は、平成24年度の83人から平成28年度には116人となり、4年間で33人増加しています。(1)の障害支援区分を必要としないサービスもあるため、支援区分認定者数よりも多い数値になっています。

項目	単位	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度見込
受給者証	人	83	91	110	113	116	114

(3) 利用件数・給付費

利用件数及び給付費も増加傾向になっており、平成28年度には利用件数は308件、給付費は2億円以上となっています。

項目	単位	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度見込
利用件数	件	107	153	217	260	308	358
給付費	千円	144,374	160,511	170,149	193,834	202,382	208,272

(4) 計画値と利用実績

第4期障がい福祉計画（平成27年度～29年度）の計画値と利用実績は、以下のとおりです。

①訪問系サービス

サービス名	区 分	H27 年度		H28 年度		H29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護	利用人員	14 人	21 人	17 人	26 人	20 人	19 人
	利用時間	140 時間	132 時間	170 時間	127 時間	200 時間	117 時間
重度訪問介護	利用人員	1 人	0 人	2 人	0 人	3 人	0 人
	利用日数	30 日	0 日	60 日	0 日	90 日	0 日
同行援護	利用人員	3 人	3 人	4 人	5 人	5 人	5 人
	利用時間	30 時間	20 時間	40 時間	48 時間	50 時間	42 時間
行動援護	利用人員	1 人	1 人	2 人	2 人	3 人	0 人
	利用時間	12 時間	23 時間	24 時間	28 時間	36 時間	0 時間
重度障害者等包 括支援	利用人員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間

②日中活動系サービス

サービス名	区 分	H27 年度		H28 年度		H29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	利用人員	30 人	24 人	32 人	29 人	34 人	30 人
	利用日数	660 日	647 日	704 日	686 日	748 日	708 日
自立訓練 (機能訓練)	利用人員	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
	利用日数	0 日	0 日	22 日	0 日	22 日	0 日
自立訓練 (生活訓練)	利用人員	2 人	1 人	3 人	1 人	3 人	3 人
	利用日数	60 日	22 日	90 日	22 日	90 日	66 日
就労移行支援	利用人員	3 人	3 人	3 人	1 人	3 人	3 人
	利用日数	66 日	66 日	66 日	22 日	66 日	45 日
就労継続支援 (A型)	利用人員	11 人	18 人	13 人	17 人	13 人	17 人
	利用日数	242 日	336 日	286 日	343 日	286 日	357 日
就労継続支援 (B型)	利用人員	27 人	33 人	29 人	34 人	31 人	35 人
	利用日数	513 日	522 日	551 日	569 日	589 日	632 日
短期入所	利用人員	8 人	8 人	10 人	18 人	12 人	14 人
	利用日数	40 日	31 日	50 日	64 日	60 日	62 日
療養介護	利用人員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	利用日数	366 日	366 日	365 日	365 日	365 日	365 日

③居住系サービス

サービス名	区 分	H27 年度		H28 年度		H29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
共同生活援助	利用人員	12 人	19 人	13 人	12 人	14 人	12 人
施設入所支援	利用人員	16 人	16 人	16 人	12 人	14 人	14 人

④相談支援

サービス名	区 分	H27 年度		H28 年度		H29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	利用人員	95 人	96 人	100 人	105 人	105 人	104 人
地域移行支援	利用人員	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人	0 人
地域定着支援	利用人員	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人

⑤障がい児支援の利用状況

サービス名	区 分	H27 年度		H28 年度		H29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	利用人員	1 人	1 人	3 人	1 人	3 人	1 人
放課後等 デイサービス	利用人員	8 人	12 人	9 人	9 人	10 人	10 人
	利用日数	80 日	66 日	90 日	45 日	100 日	63 日
障害児相談支援	利用人員	10 人	7 人	12 人	9 人	14 人	10 人
保育所等 訪問支援	利用人員	10 人	0 人	12 人	0 人	14 人	0 人

○障がい福祉計画(第4期)の結果から

平成27年度から松島町の委託する障害者相談支援事業所ができたことで、障害福祉サービスの理解促進が進み、サービス利用者は全体的に見て増加傾向にある。また、利用者に必要な計画相談を実施することにより、適正なサービス量の提供が行えている。

障がい者・児ともに外出支援における利用人数・時間が増加傾向であることから、社会活動等への障がい者・児の利用促進が図れたと考えられる。

サービスの中には計画値と実績値の差が大きいところもあるため、障がい福祉計画(第5期)及び障がい児福祉計画(第1期)における計画値は今後の見込み量について精査した上で設定していく必要がある。

第3章 障がい福祉計画

1. 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、平成32年度末における目標値を設定します。

本町では、平成28年度時点、14人が施設に入所しており、そのうち2人(14.2%)の地域移行を目指します。

また、国の指針では、施設入所者数の削減を目標として掲げていますが、本町における施設入所に対する利用ニーズを踏まえ、平成28年度末の入所者数と同程度の人数を維持することとします。

■国が示す基本的な考え方

- 平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行する。
- 平成32年度末までに、平成28年度時点の施設入所者数から2%以上削減する。

■松島町の目標設定

項目	数値	考え方
平成28年度の施設入所者数 (実績)	14人	平成28年度末の施設入所者数
【目標値】 平成32年度末までの 地域生活移行者数	2人 (14.2%)	国の指針を踏まえ設定
【目標値】 平成32年度末までの 施設入所者数の削減	0人	地域の障がい者の利用ニーズを踏まえ、削減は見込まない

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期的に入院している精神障がい者の地域生活への移行等にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、平成 32 年度末までに、圏域ごと、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

■国が示す基本的な考え方

○平成 32 年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

■松島町の目標設定

項 目	目 標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	平成 32 年度までに町単独もしくは複数市町村による共同設置を目標とする。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国が示す基本的な指針に合わせ、本町においては、宮城県東部地域の二市三町共同で地域生活支援拠点センターを設置しました。今後は宮城東部地域自立支援協議会を中心に、圏域内で連携しながら、機能強化等の体制充実を図ります。

■国が示す基本的な考え方

○地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備する。

■松島町の目標設定

項 目	目 標	考 え 方
地域生活支援拠点等の整備	1 か所	宮城東部地域自立支援協議会において 1 か所整備済み

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設利用者の一般就労移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中の一般就労への移行者数の目標値を設定します。

本町では、平成 28 年度に 1 人の一般就労移行の実績があり、平成 32 年度中の目標値を 3 人と設定します。

■国が示す基本的な考え方

○平成 32 年度中の一般就労移行者が平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。

■松島町の目標設定

項目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労移行者数 (実績)	1 人	平成 28 年度中の実績
【目標値】 平成 32 年度の一般就労移行者数	3 人 (3 倍)	就労移行支援事業所と連携し、国の指針を上回る目標値を目指す

②就労移行支援事業の利用者数

①の目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数を目標値として設定します。

本町の平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数は 1 人ですが、これまでの利用実績を踏まえ、平成 32 年度末の目標値を 3 人とします。

■国が示す基本的な考え方

○平成 32 年度末における就労移行支援事業利用者が平成 28 年度末実績の 2 割以上増加する。

■松島町の目標設定

項目	数値	考え方
平成 28 年度末の 就労移行支援事業の利用者数 (実績)	1 人	平成 28 年度末実績
【目標値】 平成 32 年度末の 就労移行支援事業の利用者数	3 人	利用実績を踏まえ設定

③就労移行率

①の目標を達成するため、事業所ごとの就労移行率を目標値として設定します。本町には、就労移行支援事業所が1か所あり、3割以上の移行率となっています。平成32年度には1か所の事業所で3割以上の移行率を目指します。

■国が示す基本的な考え方

○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

■松島町の目標設定

項目	数値	考え方
町内の就労移行支援事業所	1か所	平成28年度末時点
町内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数(実績)	1か所	平成28年度実績
【平成32年度末目標値】 町内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数	1か所 (100%)	国の指針に基づき設定

④職場定着率

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率の目標値を設定します。

国の指針に基づき、8割の定着率を目指します。

■国が示す基本的な考え方

○就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。

■松島町の目標設定

項目	数値	考え方
【目標値】 就労定着支援事業開始から1年後の職場定着率	8割	国の指針に基づき設定

2. 障害福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 訪問系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
居宅介護	自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいや移動に困難を有する障がい者などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

【計画期間の見込み量】

- これまでの推移から計画期間の利用者数を推計するとともに、過去の実績から一人当たりの利用日数の平均値を算出し、推計利用者数に乗じて利用量を推計しています。
- 支給決定者数の増加に伴い、居宅介護、同行援護、行動援護の利用者数が増加傾向にあり、今後も増加すると推計しています。
- 重度訪問介護、重度障害者等包括支援はこれまで利用実績がなく、第5期計画においても利用は見込みません。

事業項目	単位	実績見込	見込			
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
居宅介護	利用人員	人	19	35	39	44
	利用時間	時間/日	117	130	140	150
重度訪問介護	利用人員	人	0	0	0	0
	利用時間	時間/日	0	0	0	0
同行援護	利用人員	人	5	6	7	7
	利用時間	時間/日	42	45	55	65
行動援護	利用人員	人	0	2	2	3
	利用時間	時間/日	0	40	45	50
重度障害者等 包括支援	利用人員	人	0	0	0	0
	利用時間	時間/日	0	0	0	0

【確保策】

- ヘルパー等の人材確保に努め、需要の増大に対応できるよう、サービス事業者の参入を促進し、サービス提供基盤の整備を図ります。
- 施設から地域生活へ移行する障がい者への適切なサービスに努めます。

(2) 日中活動系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいをもつ者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいまたは精神障がいをもつ者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型は事業者との雇用契約があるサービス(最低賃金を保障)です。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型は雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んでの就業が困難な方が対象です。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着でき、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。

【計画期間の見込み量】

- これまでの推移から計画期間の利用者数を推計するとともに、過去の実績から一人当たりの利用日数の平均値を算出し、推計利用者数に乗じて利用量を推計しています。
- 重度の障がい者のニーズとして、生活介護や機能訓練が望まれています。受入できる事業者が限られています。
- 就労継続支援B型は、圏域内で新たな事業所の開設が予定され、利用者が増えると見込まれます。

事業項目		単位	実績見込	見込み		
			平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	利用人員	人	30	33	36	39
	利用日数	日	708	720	740	760
自立訓練 (機能訓練)	利用人員	人	0	0	0	0
	利用日数	日	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用人員	人	3	3	3	3
	利用日数	日	66	78	78	78
就労移行支援	利用人員	人	3	2	2	2
	利用日数	日	45	40	40	40
就労継続支援 (A 型)	利用人員	人	17	18	19	20
	利用日数	日	357	396	418	440
就労継続支援 (B 型)	利用人員	人	35	36	37	38
	利用日数	日	632	654	676	698
就労定着支援	利用人員	人	—	0	2	3
	利用日数	日	—	0	40	60
短期入所	利用人員	人	14	15	16	17
	利用日数	日	62	70	78	86
療養介護	利用人員	人	1	1	1	1

【確保策】

- 利用者がサービスを適切に選択・利用できるよう、近隣市町を含めたわかりやすい情報提供に努めます。
- サービスを提供する事業所に対し、サービスの質の向上や新たなサービスの拡大の促進を働きかけます。

(3) 居住系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。
施設入所支援	常時介護を必要とする人に対し、主に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

【計画期間の見込み量】

- これまでの利用実績の推移から計画期間の利用者数を見込んでいます。
- 共同生活援助（グループホーム）の町内での事業所数は少なく、町外での利用が見込まれます。
- 施設入所支援は、国の指針では削減を目指していますが、本町における利用ニーズは高く、横ばいでの推移を見込みます。

事業項目		単位	実績見込	見込み		
			平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
共同生活援助	利用人員	人	12	13	14	15
施設入所支援	利用人員	人	14	14	14	14
自立生活援助	利用人員	人	-	0	0	1

【確保策】

- 共同生活援助（グループホーム）の整備及び利用を促進します。
- 町外施設も含め、利用者のニーズに応じたサービスを受けることができるよう情報提供を行います。

(4) 相談支援

【サービス内容】

事業項目	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

【計画期間の見込み量】

- 計画相談支援は、サービス利用対象者数の増加に伴い、増加するものと見込みます。
- 地域定着支援については、平成30年度以降1名増で見込んでおります。

事業項目		単位	実績見込	見込み		
			平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
計画相談支援	利用人員	人	103	113	123	133
地域移行支援	利用人員	人	0	0	0	0
地域定着支援	利用人員	人	2	3	4	5

【確保策】

- 相談支援を事業所に委託し、対象者に対して適切なサービス提供体制の整備に努めます。

3. 地域支援事業の推進

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

【計画期間の見込み量】

事業項目	単位	実績見込	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

【確保策】

町の広報紙及びホームページを活用し、理解促進研修・啓発事業に努めるとともに障がいについての理解を深めるためのイベント等を町内の事業者等と協力しながら実施できるような体制整備を推進します。

②自発的活動支援事業

【事業内容】

○障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域住民等による自発的な取組みを支援します。

【計画期間の見込み量】

事業項目	単位	実績見込	見込み		
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

【確保策】

○町のボランティア団体や親の会・当事者団体など各種団体において行われる自発的な支援活動(ボランティア等)に対する支援を積極的に行っていきます。

③相談支援事業

【事業内容】

障がい者が抱える生活の課題やその解決に向けて、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）・社会資源を活用するための支援・社会生活能力を高めるための支援・権利擁護のために必要な援助・専門機関の紹介・精神面のサポート・自立生活のための知識等の情報交換等を行います。

【計画期間の見込み量】

事業項目	単位	実績見込	見込み			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	
障害者相談支援事業	実施か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
基幹相談支援事業所	設置の有無	有	有	有	有	
機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	

【確保策】

- 相談支援事業については、松島町で委託している障害者相談支援事業所と連携して実施します。
- 地域の中核的役割を担う基幹相談支援センターについては、二市三町の共同委託により実施します。
- 町内関係機関との連携を強化して、計画の策定や進行管理、相談支援の報告、意見、地域生活支援事業に対する意見調整などを「障害福祉自立支援推進委員会」で行います。
- 宮城東部地域自立支援協議会では、法律に沿った圏域サービスや相談支援などから課題となるものについて情報共有を行い、調整・検討に努め、効果的な体制づくりを図ります。

④成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

成年後見制度の利用が有効な知的障がい者または精神障がい者に対し、制度の利用を支援し、権利擁護を図る事業です。

【計画期間の見込み量】

事業項目	単位	実績見込	見込み			
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	
成年後見制度 利用支援事業	利用人員	人	1	1	1	1

【確保策】

○成年後見が必要となる知的障がい者又は精神障がい者への利用推進ができるよう相談支援事業所や関係機関との協力・連携体制を強化するよう努めます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

【事業内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

【計画期間の見込み量】

事業項目	単位	実績見込	見込み		
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有

【確保策】

○法人後見を行う団体が現在町にありません。利用者のニーズを考慮しつつ、研修等による拡充に向けて推進していきます。

⑥意思疎通支援事業

【事業内容】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者などが社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者および要約筆記者を派遣する事業です。

【計画期間の見込み量】

事業項目		単位	実績見込	見込み		
			平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話通訳者派遣事業	利用人員	人	1	1	1	1
要約筆記奉仕員派遣事業	利用人員	人	0	1	1	1

【確保策】

- 手話通訳者や要約筆記奉仕員派遣については、一般社団法人宮城県聴覚障害者協会などに委託し、実施します。
- 手話、要約筆記、点訳、音訳のボランティアの養成とともに、障がいのある人への理解促進と周知、支援事業のPRに努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

【事業内容】

重度の身体・知的・精神障がい者・児の在宅生活を支援するため、自立生活支援用具等を給付するとともに、住宅改修費の助成を行います。

【計画期間の見込み量】

事業項目		単位	実績見込	見込み		
			平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護・訓練支援用具	利用件数	件	1	2	3	4
自立生活支援用具	利用件数	件	0	4	5	6
在宅療養等支援用具	利用件数	件	6	7	8	9
情報・意思疎通支援用具	利用件数	件	0	1	2	3
排せつ管理支援用具	利用件数	件	206	220	230	240
居宅生活動作補助用具	利用件数	件	0	1	1	1

【確保策】

- 相談支援事業や広報紙等を通して事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで利用者一人一人の状況の変化に適切に対応できるよう努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

【事業内容】

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、研修等を実施します。

【事業内容】

事業項目		単位	実績見込	見込み		
			平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	人	4	4	4	4

【確保策】

○近隣市町村と協同し、手話奉仕員の養成に努めるとともに、その充実を図っていきます。

⑨移動支援事業

【サービス内容】

屋外での移動が困難な障がい者について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。

【計画期間の見込み量】

事業項目		単位	実績見込	見込み		
			平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
移動支援事業	利用人員	人	10	12	12	12
	利用時間	時間	500	550	550	550

【確保策】

○個別支援型として、ガイドヘルパーやボランティア等によるマンツーマンの支援を行います。

○ニーズに対応できるよう、サービスを担う人材の確保を図ります。

⑩地域活動支援センター事業

【事業内容】

地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供する等、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開するものです。

【計画期間の見込み量】

事業項目	単位	実績見込	見込み		
		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
地域活動支援センター 事業	実施か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	利用人員	10 人	10 人	10 人	10 人

【確保策】

- 希望園を拠点として、実施体制の強化を図り、利用者のニーズに応じた多角的なサービス提供に努めます。
- 地域ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図ります。
- 普及啓発活動及び相談支援の場として活用していきます。

(2) 任意事業

①日常生活支援

【事業内容】

事業項目	事業内容
訪問入浴サービス事業	家族または介護者による入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、訪問入浴車により障がい者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がい者・児を一時的に預かることにより、障がい者等の日常的な訓練等を行うとともに、障がい者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ります。
巡回支援専門員整備	発達障がい等に関する知識を持つ専門員が保育所や幼稚園・放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、職員や保護者等に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

【計画期間の見込み量】

事業項目		単位	実績見込	見込み		
			平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
訪問入浴サービス事業	利用人員	人	5	6	6	7
	利用件数	件	216	260	260	300
日中一時支援事業	利用人員	人	11	16	17	18
	利用件数	件	652	700	750	800
巡回支援専門員整備	実施回数	回	22	22	22	22

【確保策】

- 日中一時支援のほか、希望園において、小学生までの障がい児及び保護者の日中活動の場として活用します。また、保育所等の子どもや保護者が集まる施設及び場に巡回支援等を実施し、障がいが気になる段階から支援を行うための体制の整備を図ります。

②社会参加支援

【事業内容】

事業項目	事業内容
点字・声の広報	文字による情報入手が困難な視覚障がい者等のために、点訳・音声訳その他障がい者にわかりやすい方法により、必要な情報提供を行います。
自動車運転免許取得・改造費助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

【計画期間の見込み量】

事業項目	単位	単位	実績	見込み		
			平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
点字・声の広報	利用件数	件	10	10	10	10
自動車運転免許取得・改造費助成事業	利用件数	件	0	1	1	1

【確保策】

- 声の広報では、町の広報、視覚障がい者等の情報交換、生活情報、その他障がい者が地域生活を行う上で必要性の高い情報をCDに朗読・録音し、定期的に提供します。
- 必要な人が適切にサービスを利用できるよう、各種サービス・制度の周知を図ります。

第4章 障がい児福祉計画

1. 成果目標

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を目指すため、児童発達支援センターの設置を目指すとともに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。

■国が示す基本的な考え方

- 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する。
- 平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

■松島町の目標設定

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	1 か所	平成 32 年度末までに町内もしくは圏域内に 1 か所設置を目指す
項目	目標	
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成 32 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指す。	

②重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるための事業所の確保を目指します。

■国が示す基本的な考え方

- 平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する。

■松島町の目標設定

項目	考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	平成 32 年度末までに町内もしくは圏域内での設置を目指す

③医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を1か所設けることを目標とします。

■国が示す基本的な考え方

○平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。

■松島町の目標設定

項 目	考 え 方
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	平成30年度末までに町単独もしくは圏域にて設置を目指す

2. 障がい児支援の見込み量と確保策

(1) 障害児通所支援

①放課後等デイサービス

【サービス内容】

就学している障がいのある子ども等に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

【計画期間の見込み量】

事業項目		単位	実績	見込み		
			平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
放課後等デイサービス	利用人員	人	10	11	12	13
	利用日数	日	63	80	100	120

【確保策】

○町内に放課後等デイサービス事業所がありませんが、利用者ニーズは高く年々利用者が増加傾向にあります。障がい児及びその家族にニーズを確認し、適切にサービス提供ができるように情報提供体制の整備に取り組めます。

②児童発達支援

【サービス内容】

事業項目	事業内容
児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型 児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいのある子ども等に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

【計画期間の見込み量】

事業項目		単位	実績	見込み		
			平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
児童発達支援	利用人員	人	1	2	3	4
	利用日数	日	20	40	60	80
医療型 児童発達支援	利用人員	人	0	0	0	0
	利用日数	日	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用人員	人	—	0	1	1
	利用日数	日	—	0	30	30

【確保策】

- 障害児通所支援の一つである児童発達支援の利用は少なく、障がい児及びその家族のニーズに対応できるよう情報提供体制の整備に取り組めます。町内に事業所がないことから、圏域及び近隣の事業所の活用ができるよう、サービス提供基盤の整備を図ります。

③保育所等訪問支援

【サービス内容】

保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【計画期間の見込み量】

事業項目		単位	実績	見込み		
			平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
保育所等訪問 支援	利用人員	人	0	0	2	2
	利用日数	日	0	0	20	20

【確保策】

○これまで実績がありませんが、利用が増えるよう制度についての周知を推進していきます。

(2) 障害児相談支援

【サービス内容】

障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

【計画期間の見込み量】

事業項目		単位	実績	見込み		
			平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障害児 相談支援	利用人員	人	10	11	12	13

【確保策】

○相談支援事業所との連携を図り、各保育所や児童館、教育委員会、母子保健担当等を含め、継続した支援体制を図れるようにします。

第5章 計画の運営方策

(1) 法令・制度改正への対応

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」等を踏まえ、対象者に対して適切なサービスを提供できる体制の整備に努めます。

(2) 自立支援給付サービスの運用適正化の方針

障がい者・児への利用サービス提供が、自立支援に資する目的に沿って実施されているか、事業者による不正、または不適正なサービス実施が行われてはいないか等サービス提供状況の把握に努め、サービス事業者に対する指導を県と協力して行い、指定相談支援事業所等関係機関と連携し、自立支援給付サービスの適正化に努めます。

(3) 公平な認定審査体制

自立支援給付認定の公平かつ円滑な審査体制を維持するため、塩竈市、多賀城市、松島町、利府町、七ヶ浜町の広域体制化で塩釜地区消防事務組合に委託し、障害支援区分に係る審査会を実施します。

(4) 運営管理及び苦情処理体制

① 運営管理及び評価機関の設置

障害福祉サービス及び地域生活支援事業、障がい児支援等の円滑な運営管理を進めるため、松島町障害福祉自立支援推進委員会を設置して、意見を反映する体制を整備します。

② 苦情処理・要望等への対応

障がい者等の様々な苦情や要望等に対応していくため、相談窓口の機能を強化します。各種の相談に応じるとともに、役場窓口、保健福祉センター、地域活動支援センター、社会福祉協議会等で苦情相談を実施するとともに、県等の関係機関と連携し適切な対応に努めます。

(5) 広域的な連携による体制づくり

「宮城東部自立支援協議会」を活用した2市3町や近隣市町及びサービス事業者との連携を更に進めるとともに、相互に情報交換を行うために組織づくりを強化します。

国、県などの関係機関と連携し、役割分担を行い、障がい者等サービス利用者が利用しやすいサービス提供に努めます。

そのため、町では障がい者等に町独自の施策だけでなく、利用目的に応じた国、県、近隣市町、社会福祉協議会等のサービス提供団体などの情報提供に努めます。

松 島 町
障 がい 福 祉 計 画 (第 5 期)
障 がい 児 福 祉 計 画 (第 1 期)

発 行：平成 30 年 3 月

発行者：宮城県松島町

編 集：松島町町民福祉課

〒981-0215

宮城県宮城郡松島町高城字婦命院下一 19 番地の 1

TEL 022-354-5706 FAX 022-353-2041

